

被扶養者認定時必要書類一覧

被扶養者として認定する際は、主として組合員の収入で日本国内に居住し、以下の要件を満たす必要があります。

- ✓ 認定対象者が収入要件を満たしていること
- ✓ 組合員が認定対象者の扶養義務を負っていること
- ✓ 認定対象者が他の健康保険に加入していないこと

◆被扶養者の範囲◆

1. 組合員の配偶者（内縁も含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
2. 三親等内の親族で上記以外の方（原則、組合員と同居していることが必要）
3. 内縁関係にある配偶者の父母・子（原則、組合員と同居していることが必要）
4. 内縁関係にあたる配偶者の死亡後におけるその父母・子（原則、組合員と同居していることが必要）

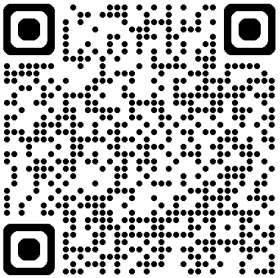
※扶養の事実が生じた日（事実発生日）から5日以内に手続きしてください。

※要件確認の際は、より具体的な書類の提出をお願いします。

要件確認の結果、認定取消となった場合は事実発生日に遡って取消となります。

◆被扶養者の認定・取消◆

詳しくは防衛省共済組合HP「被扶養者」のページ（下記リンク先）をご確認ください。
右側のQRコードからもHPをご確認いただけます。



<https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder1/164.html>

No.	認定事由	必要書類
1	結婚した配偶者を扶養に入れたい	☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票（内縁のみ） ☐ 申立書
		〈外国籍の配偶者〉上記に加え ☐ 特別永住者証明書または在留カード
2	生まれた子を扶養に入れたい	☐ 母子手帳（出生届出済欄のページ）または世帯全員の住民票
3	養子縁組をした子を扶養に入れたい	☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票
4	子の扶養替えをした	☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票 ☐ 前健康保険の資格喪失証明書の写し
5	配偶者（事実上を含む）の連れ子を扶養に入れたい	※別居している場合は認定対象外となります。 ☐ 戸籍謄本（配偶者との親子関係がわかるもの） ☐ 住民票 ☐ 申立書
		〈連れ子が外国籍の場合〉上記に加え ☐ 配偶者の子であることを証明するもの（特別永住証明書または在留カード）
6	収入が減少するので扶養に入れたい	※月額108,333円を超えないこと （19歳以上23歳未満の方は125,000円、障害による年金受給者又は60歳以上は150,000円） ☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票 ☐ 申立書 ☐ 労働条件通知書
7	離職したので扶養に入れたい	〈雇用保険を受給している、もしくは受給終了した場合〉 ※受給中の場合、日額3,611円を超えないこと （19歳以上23歳未満の方は4,166円、障害による年金受給者又は60歳以上は5,000円） ☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票 ☐ 雇用保険受給資格者証
		〈雇用保険を受給しない場合〉 ☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票 ☐ 離職票 1 及び 2 の写し
		〈雇用保険未加入の場合〉 ☐ 戸籍謄本（新規のみ） ☐ 住民票 ☐ 前健康保険の資格喪失証明書の写し
8	配偶者、子以外の続柄の相手を扶養に入れたい （右の書類に加えて、認定事由によって追加の書類が必要となります。）	〈父母・配偶者の父母の場合〉 ※配偶者の父母は同居している場合に限ります。 ☐ 戸籍謄本（必要に応じて改製原戸籍） ☐ 住民票（世帯それぞれ） ☐ 収入証明書 ☐ 申立書
		〈兄弟姉妹・祖父母・孫・その他三親等内親族〉 ※その他三親等内親族は同居している場合に限ります。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票 ☐ 収入証明書 ☐ 申立書

※個々の状況により、上記に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。